

墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱

平成18年3月31日

17墨福字第2495号

(目的)

第1条 この要綱は、認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減するため、保護者に対し助成金を交付することにより、児童福祉の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に基づき東京都知事が認証した保育所をいう。
- (2) 入所児童 月160時間以上認証保育所の利用がある、当該月の初日に墨田区に住民登録をしている児童をいう。
- (3) 保護者 認証保育所と入所児童の保育に係る契約を締結している者又はその配偶者であるものをいう。
- (4) 扶養義務者 入所児童を扶養する義務のある保護者をいう。
- (5) 認証保育所保育料の額 保護者が認証保育所に支払う月極保育料の額をいう。ただし、延長保育料、補食代及び雑費を除く。
- (6) 認可保育所保育料の額 入所児童が当該認証保育所に入所する時点（前年度から在園している場合は、当該年度の初日）において、認可保育所に入所した場合に、墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、扶養義務者から徴収することとなる条例別表第2に定める保育料の月額をいう。この場合の保育料の月額の算定は、次に定めるところによる。
 - ア 児童の年齢は、条例別表第2の備考の規定にかかわらず、当該年度の4月1日における年齢とする。
 - イ 条例別表第2に定める保育料は、4月から8月までの月分にあつては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までの月分にあつては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき算定するものとする。
 - ウ イにより、算出した認可保育所保育料は、年度途中において変更しない。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象者は、月の初日に認証保育所に在籍している入所児童の保護者で、次の要件を満たす者をいう。

- (1) 保護者と入所児童が月の初日に墨田区に住民登録をされていること。
- (2) 助成対象月の認証保育所保育料の額（助成対象月の途中退所・欠席・休園等に

より、保育料が日割り等になっていないこと。)を、認証保育所の定める期限までに納入し、完納していること。

(3) 認証保育所が前号の確認をしていること。

(助成金額)

第4条 助成金は、月ごとに算定するものとし、その額は、月の初日に在籍している認証保育所の当月分の認証保育所等保育料の額から認可保育所保育料の額を控除して得た額(以下「算出基礎額」という。)の区分に応じ、別表1に定める額とする。ただし、市町村民税の額が確定していない、又は確認をすることができない場合における認可保育所保育料の月額は、条例別表第2に定める保育料の最上位層の額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者は、墨田区認証保育所保育料負担軽減助成金交付申請書兼口座振替依頼書(第1号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出するものとする。

2 保護者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

3 助成金の交付を受けようとする保護者は、申請書とともに、その者が属する世帯に属する者(当該年度分の特別区民税の賦課期日に墨田区特別区税条例(昭和39年墨田区条例第43号)第9条第1号に規定する者に該当する者(生活保護世帯(当該年度の4月1日現在において、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯をいう。以下この項において同じ。))に属する者を除く。))で、助成金交付手続のためにその者の市町村民税に係る課税情報を区が確認することに同意したものを除く。))に係る当該年度分の市町村民税の課税証明書、非課税証明書又は納税通知書若しくは特別徴収税額の通知書の写し(生活保護世帯に属する者にあつては、当該保護を受けていることを証する書類)を提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、保護者が前年又は前々年の1月1日に海外に在住等で区に市町村民税の課税権がないときは、当該所得を証する書類を提出しなければならない。

5 当該年度に係る第1項の申請書を3月31日までに提出しない者については、当該年度に係る助成金は交付しない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による助成金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、認証保育所入所月以降に係る当該年度分の助成金の交付を決定し、墨田区認証保育所保育料負担軽減助成金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により申請者へ通知するものとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、入所児童が認証保育所を退所したときは、当

該退所日の翌月以降の交付決定を取り消すものとする。ただし、第3条に規定する要件を満たさない場合は、当該退所日の属する月以降の交付決定を取り消すものとする。

(納付状況の確認)

第7条 区長は、前条第1項の規定により助成の交付決定を受けた児童の在籍状況、保護者が納付する認証保育所保育料の額及び納付状況（以下「在籍状況等」という。）を、当該児童が入所する認証保育所の設置事業者（以下「設置事業者」という。）に確認するものとする。

2 前項の確認は、設置事業者が提出する在籍等証明書（第3号様式）により、別表2に掲げる助成対象月ごとに行うものとする。

(助成額の確定)

第8条 区長は、第5条及び前条の規定により申請者及び認証保育所設置事業者が提出した申請書及び証明書をもとに、当該児童の助成対象月に係る助成金額を確定し、別表2に掲げる交付の前に、当該申請者に墨田区認証保育所保育料負担軽減助成額決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(助成金の交付時期)

第9条 助成金は、別表2の助成対象月ごとに、それぞれ対応する交付月に申請者に交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 区長は、保護者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて保護者にその返還を命ずるものとする。

(事務手数料)

第12条 認証保育所が行う助成金申請の取りまとめ等に要する事務手数料は、区長が別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、子ども・子育て支援部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表1

算出基礎額	助成額（月額）
6,000円未満	5,000円
6,000円以上 40,000円未満	6,000円～ 39,000円 (差額の千円未満の端数切 捨て)
40,000円以上	40,000円

別表2

助成対象月	交付月
4月分～6月分	8月
7月分～9月分	11月
10月分～12月分	翌年2月
1月分～3月分	5月